

## 新潟労働局と日建連北陸支部意見交換会

日 時：令和3年12月8日（水）13：30～

場 所：興和ビル10階 会議室

<新潟労働局>

労働基準部健康安全課 主任安全専門官 白倉 康弘

労働基準部監督課 主任監察監督官 野口 忠司

雇用環境・均等室 室長補佐 小柳 光之



### ■挨拶

（日本建設業連合会北陸支部：荒明安全環境対策委員長）

日本建設業連合会北陸支部の副支部長で、安全環境対策委員長を務めております、荒明です。開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、年末を控えた大変お忙しい中、白倉主任安全専門官様をはじめ、関係部署の幹部の方々にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素より当支部の活動に対しまして、ご支援とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

現在、政府においては来年度予算の政府原案に向けて作業を進んでいるものと承知をしております。今年度から新たに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」がスタートし、我々の業界といたしましても、防災・減災、インフラの老朽化対策等が国民の安全・安心につながるよう、その果たすべき使命を持続していくことが重要と感じているところで

す。

しかしながら、ご承知のとおり建設業界は担い手の確保が各社の経営上の最重要課題となっている中であって、2024年4月からの労働基準法の本則適用も迫っているところであり、建設業界における働き方改革にも積極的に取り組むと同時に、技能労働者等の処遇改善や職場環境の改善に努めているところです。

日建連といたしましては、今年度も「週休二日の実現」と「建設キャリアアップ普及・推進」を事業計画における2大事業と位置づけて取り組んでおります。特に、建設現場における週休二日については、公共工事関係各機関の積極的な取組みをいただいているところですが、日建連におきましても、「週休二日実現行動計画」に基づきまして、4週8閉所の実現を目指して環境整備等を進めているところです。

新潟労働局の皆様には、このような業界の自助努力をご理解いただきまして、引き続き、建設業界の継続発展に向けたご指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、建設業における労働災害は、各位の努力と関係各機関のご指導もあり、長期間にわたり減少傾向の状態が続いていますが、依然として全産業に占める建設業の死傷者数は3割余りと高い水準にあります。我々日建連北陸支部におきましても、安全意識の高揚と労働災害の撲滅に向け決意を新たにするために、毎年、「労働災害安全推進大会」を開催しているところです。

先月30日には、ご多忙の中を岩瀬新潟労働局長様からご出席をいただき、ご挨拶を頂戴いたしました。誠にありがとうございました。今後ともご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

北陸支部といたしましては、工事現場の安全施工の徹底を図るために、現場パトロールや講習会を行うとともに、現場で安全対策を工夫して取り組んでいる好事例等を会員に水平展開するなど、引き続き、支部活動を積極的に行っていく所存であります。

本日は、あらかじめ提案させていただいております課題等につきまして、皆様と意見交換をさせていただき、今後の我々の活動に活かしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではありますが、今後とも支部活動につきまして、引き続きご指導、ご支援をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

## ■新潟労働局からの報告

(新潟労働局)

令和3年の業種別の災害発生状況についてお話いたします。新潟県内の労働災害の現状については、全業種で休業4日以上死傷者数は2,459人となっています。残念ながら、死傷者数については令和2年の同時期と比べて692人、39パーセントの増加となっています。死亡者数は全体では16人で、昨年同時期と比べて、2名増加となっています。

そのうち建設業については、休業4日以上死傷者数は369人で昨年の同時期に比べ25.9パーセント増加、死亡者数は2人となっており、昨年の同時期と比べて4名減少となっています。これ以上死亡災害を発生させないという決意のもとで、労働災害の防止に一層の取り組みをお願いします。なお、建設業の死亡災害2件の内、1月には屋根除雪での墜落災害が発生しています。6月には足場を引っかけていたところ、足場が倒壊して海上に落下した溺れによる災害が発生しており、適正な安全管理が必要だと考えています。

本日は、このような災害の対策について、改めて考えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。



(日本建設業連合会北陸支部)

死傷者数が前年同時期と比べて692人増えているとのことでしたが、特殊な要因等があるのでしょうか。

(新潟労働局)

増加した原因につきましては、まず一つは、1月、2月の雪の影響ということになると思います。今年の冬は大雪警報が続き、上越、中越地域、また、高速道路でも甚大な被害発生状況がありました。

また、全国的な災害の状況を分析すると、6月当時で全国で災害が最も増加しているのが山形県、2番目が新潟県という事態が起こりました。このときには緊急要請文を出して、災害防止等を要請した次第です。

その後、新型コロナウイルス感染症により、新潟県内の場合は、当初は卓球クラスターか

ら始まり、その後建設業でも起こりました。また、医療機関、社会福祉施設等の様々な業種でクラスターが発生したということがあり、災害としての件数が増加しております。

そういった状況を全部差し引いたとしても、なお増加傾向にあるという状況が続いております。これまでも現場での安全対策を徹底していただいておりますが、年末年始に向けてもさらに安全対策の徹底をお願いします。

#### ■「第13次労働災害防止推進計画」の取組みについて

(日本建設業連合会北陸支部)

労働者の安全と健康を守り、労働災害を減らすため、2018年度に策定された「第13次労働災害防止推進計画」に基づく諸活動は3年が経過したところです。同計画では、2017年と比較して死亡災害で15パーセント以上減少、死傷災害で5パーセント以上減少という計画の目標を掲げています。建設業における死亡事故は3年連続で減少し、2017年比で20.1パーセント減と目標をクリアしているところですが、その水準は低いとは言えない状況です。

近年の建設業における労働災害の状況を見ますと、死亡者数は減少しているものの、全産業の中で32.2パーセント、死傷者数にあつては11.4パーセントを占めています。要因の一つに就労者の高齢化があり、転落や転倒など動作の反動・無理な動作によるものが多く見受けられます。このような高齢者の死傷者数に関しては、その対策として、人との協調作業を可能とする産業用ロボット等の開発・導入などが見込まれますように、これまでとは違った切り口や視点での安全対策が現場で求められていると考えております。

「第13次労働災害防止推進計画」の重点項目の一つに死亡災害の撲滅を目指した対策の推進がありますが、建設業での重篤な災害に対する原因究明及び同種災害の防止対策は喫緊の課題と思われまふ。現状における新潟労働局様の分析結果や効果的な対策がありましたら、お聞かせください。

また、昨年も、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等の資料をいただいたところですが、今般のコロナ禍にあつて企業・業界単位での安全衛生の取組強化の観点、またはウィズコロナ対応の観点からも、企業における健康確保のための感染予防対策等の好事例や新たな取組みのご予定がありましたら、お聞かせください。

また、コロナ感染による建設現場での労災申請・認定数はどのような状況か、お聞かせいただけませんかでしょうか。よろしくお願ひいたします。

(新潟労働局)

新潟労働局の「第13次労働災害防止推進計画」の概要について説明します。死亡災害につ

いては、平成 29 年を基準の年としておりますが、新潟の場合は平成 29 年に過去最小の 8 件という年であり、その後は 6 件以下とすることを目標に掲げました。しかし、平成 30 年は死亡事故が 16 件、令和元年が 19 件、令和 2 年が 15 件となっており、目標達成に至っておりません。また、休業 4 日以上之死傷災害も平成 29 年から 5 パーセント減少できた年がなく、平成 30 年がプラス 6.7 パーセント、令和元年がマイナス 0.9 パーセント、令和 2 年がプラス 0.4 パーセント、今年もすでに増加という傾向になっています。

建設業の死亡災害を年 3 件を減らして、2 件にしようという重点施策を掲げておりましたが、平成 30 年は 9 件、令和元年は 8 件、令和 2 年は 7 件で、今年については残り 1 か月で建設業の死亡災害がなければ、2 件ということになり、目標を達成できるかもしれないという期待があります。しかし、二人の亡くなった方は、屋根除雪の墜落と、引っかけた足場自体の倒壊という内容であり、件数上の達成というよりも、逆に問題が投げかけられたと受け止めているところです。

働く人の高齢化対策ということで、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)を定め、補助金等の支援を含めて、利用していただいております。エイジフレンドリーガイドラインについては、資料をお配りしています。建設現場の場合、安全管理対策が確立しており、夏の暑い時期の対策や作業姿勢の改善などにも取り組んでいただいた例もあります。具体的な対策として、掘削作業をするときの掘削アシストスーツを開発した建設会社の話も、先月の全国安全衛生大会で伺っています。

エイジフレンドリーでは費用の 2 分の 1 を補助しますが、新潟局管内では、本年度は 28 件の補助を行っており、全国平均の 26 件よりも多くご活用いただいたところです。

今年は上越で屋根雪除雪の転落事故、去年は魚沼で大型車のキャビンの除雪の際に転落した事故が発生していますが、死亡災害の災害防止対策ということでは、昭和 62 年以来、上越労働基準協会、小出労働基準協会で、いずれも屋根除雪作業指揮者安全教育を実施しているところです。

また、今年の死亡災害で足場を引っかけ固定していなかった事案は、ほんの 5 分か 10 分の作業時間だったということですが、その結果亡くなったことを考えると、手間を省いたということが非常に悔やまれるところです。対策としましては、足場対策の基本ですが、規格に合った物を設置するということや作業前に足場の点検を励行するということであり、皆様からもご指導いただいているところですけれども、さらに徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症については、最近は減少ということがいわれていますが、次のピークがくるとも言われているところです。対策についてのパンフレットをお配りしましたが、建設現場では、ソーシャルディスタンスを保ち、IT 機器等でコミュニケーションを取っ

たり、昼食時においても距離を取ったり、あるいは昼食時間時間差を設けるなど、工夫していただいております。

去年は新潟で卓球クラスターが報道されて、次に死傷病報告が出されたのが建設会社でした。その後、業種を問わず感染拡大しまして、死傷病報告の件数は、去年 33 件、今年 347 件という、10 倍以上の増加となっています。令和 3 年 11 月 25 日現在、新型コロナウイルス感染症での死傷病報告の提出状況を表にしておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

労災の申請認定件数の関係ですが、新型コロナウイルス感染症の治療費は国が全額支出することとなっております。しかし、病院と会社の関係では、PCR 検査で陽性になると、会社側も被災者本人も労災保険ということが思いつかないということがあります。ここに出てくる数値は、労働局や監督署が何らかのきっかけで把握して、死傷病報告を出してくださいというように話をすることで上がって来ている数字です。会社としても労働者が PCR 検査で陽性になり、職場で思い当たることがあれば死傷病報告を出してください。例えば、PCR 検査が陽性で 2 週間休んだとしても、同居の親や同居している子どもからの感染であれば該当しませんが、会社の中の同僚からの感染ということになると、死傷病報告を提出していただくこととなります。

(日本建設業連合会北陸支部)

建設業界では就労者が高齢化している中で、産業用ロボットの開発・導入といったことも検討されているところです。また、政府方針として 2026 年度までの 10 年間で 20 パーセントの生産性向上を目指すとされています。そういった中で、死亡災害や事故防止につながるような、建設業の中で効果を発揮している事例がありましたら、お教えください。

(新潟労働局)

無人化施行ということでは、急峻な斜面の山岳の現場において、無人で施行される等、地道に技術の開発を進められている例もあると聞いています。

## ■建設業における働き方改革に関する対応について

(日本建設業連合会北陸支部)

建設業界における働き方改革においては、政府による「働き方改革実行計画」、関係省庁連絡会議においては「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定し、公表されております。

建設業界においては、①施行の効率化、②品質・安全性の向上、③重層下請構造の改善など、生産性向上に向けた、より一層の自助努力はもとより、公共工事発注機関においても生

産性向上や週休二日工事などの実施により、建設業における働き方改革の推進の取組みを積極的に行っております。また、2024年度から時間外労働の上限規制の適用が迫る中で、工期の適正化の確保が急務となっている状況であり、新・担い手3法に続き、昨年10月施行の改正建設業法では、発注者や元請に対して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止するなど、適正な工期設定の推進など制度的な措置が打ち出されております。

建設業の場合、特に民間工事における労働時間の短縮は工期の延伸に直結し、産業界や国民生活に多大な影響をもたらすことも懸念されること、また、工期短縮自体が入札競争のための重要な要素であることから、その解決は非常に厳しい状況となっています。そのため、①適正な工期の設定、②適切な賃金水準の確保、③週休二日の推進等に関しましては、民間工事発注者の理解と協力が不可欠となっています。

建設業界といたしましては、関係行政機関からも側面的な支援をいただいているところですが、引き続き、建設業界における働き方改革に関しまして、新潟労働局様からの側面的なご支援をお願いするとともに、特に民間工事発注者に対する適正な工期に関する制度などの新たな取組みなどありましたら、お聞かせください。

また、厚生労働省から、「勤務間インターバル制度」の導入運用マニュアルが令和3年3月にリリースされ、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に一定時間以上の休息時間を確保する取組みが示されましたが、制度の概要やインターバル時間数の設定のポイント、導入された事例などについてお聞かせください。よろしくお願いたします。

(新潟労働局)

厚生労働省では、働き方改革の推進については、働き方改革実行計画に基づき、各種施策を展開しています。これまでは気運の醸成ということでその周知に当たっていましたが、関連法案がそれぞれ成立、施行されておりますので、その実現に向けてどのようにしていくのかという段階に来ていると思っております。その中でもとりわけ中小企業、小規模事業者の皆様が着実に取り組んでいくことが必要だと考えており、厚生労働省としては中小企業庁とも連携しながら、人手不足対策と併せて、これら事業者への対策を充実すべく、令和元年度から取組を強化しています。取組みを推進するに当たって、例年、新潟県働き方改革連絡協議会を開催しております。参加メンバー、構成員の関係労使団体、連合、新潟県経営者協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、経済同友会、新潟県、経済産業省、関東経済産業局とも連携しながら、11月29日に開催し、引き続き、オール新潟で働き方改革を推進していこうということを確認させていただいております。

具体的な取組みについては、働き方改革推進支援センターを新潟市に開設しており、中小企業、小規模事業所を中心に、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、生産性の向上に

よる賃金引き上げといった取組みの支援を行っているところです。それぞれの業界個々の課題がありますが、働き方改革の意義等については少しずつ浸透して実行されていると認識しています。

勤務間インターバル制度については、リーフレットをお配りしていますが、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に一定時間以上の休息时间、インターバル時間を確保する仕組みを制度化しています。導入することによって、労働者の生活時間や睡眠時間を確保、健康的な生活を送るための重要な制度であると考えております。いろいろなメリットがあり、健康維持のほかに、魅力ある職場づくりによる人材確保・定着、とりわけ、若年労働者の雇用促進につながると考えています。また、睡眠時間を確保するという点で言えば、生産性の向上にもつながるといった研究成果も報告されています。いずれにしても、こういう意義をご理解いただいたうえで導入をご検討いただきたいと思います。

この間、政府でさまざまな研究が進んでおまして、平成30年に過労死等の防止のための対策に関する大綱が閣議決定され、目標が設定されています。令和2年までに企業規模30人以上の事業所に対し、80パーセント以上の企業に制度を知っていただく、あるいは、10パーセント以上の企業に制度を導入していただくといった目標を掲げています。しかし、残念ながらこの目標は達成されていないのが現状です。

数字だけ申し上げますと、私ども厚生労働省独自の調査、就労条件総合調査では、令和3年の数字では、導入している企業が4.6パーセントです。検討していないという企業が8割ということになっています。導入しない理由は、超勤の機会が少なく、導入の必要性を感じないという理由が5割近く占めています。そういう意味では、この制度の有益性、メリットをきちんとご理解いただいたうえで、生産性の向上あるいは若年労働者の雇用促進といったところにつながっていくということをご理解いただき、この制度に取り組んでいただくことも大切かと思えます。

お配りした資料にもありますが、一つ一つ問題をクリアしていく、あるいは、導入が困難な職種、部署もあるかと思いますが、適用除外ということも工夫をしながら、まずはその一歩を踏み出していただくことが重要であることも有識者検討会報告の中でも記載されています。

まだまだこの制度の有益性が知られていないということですので、今日のこの会議を機会に、皆様方も一歩、あるいは半歩でもよろしいですので、踏み出していただければと考えています。

(日本建設業連合会北陸支部)

弊社でも今年からインターバル制度を取り入れ、勤務報告書の中に自動で計算できるシス



テムを取り入れています。大多数の方は当然、11 時間以上のインターバルを取っていますが、ごく少数の方ですけれども、取れていない方が一定数おり、改善しなければいけないところだととらえております。

(新潟労働局)

安全という面から見ても、労働時間につきましては、施工の工期を適正にしていくという問題があります。新潟県建設工事関係者連絡会議という発注機関と新潟労働局の会議において、建設業における総合的労働災害防止対策に基づき、十分なインターバルを取り、睡眠時間も含め働く人の安全衛生確保という面から、側面的支援ではありますけれども、適正な工期設定をお願いしております。

(日本建設業連合会北陸支部)

公共事業においては週休二日の実現に向けての取組みが進められているところです。しかし、民間工事においては、難しい面もありますが、適正な工期についての民間発注者側へのご指導というものは何かあるのでしょうか。

(新潟労働局)

公共工事の発注機関に対する連絡会議での工期のあり方をお話しましたが、労働時間等設定改善法に基づいて、インターバル制度というものが設けられています。その中でインターバル時間を確保するというのと、契約方法、納期を極端に短くしてはならないというような考え、あるいは、契約内容そのものを頻繁に変えてはならないといった考え方が努力義務ではありますけれども、改善法の中で、措置されています。ですので、先ほど、著しく短い工期での契約締結を禁止するという事は、民間の工事でも適用されると思います。まだまだ発注者の方がそういったご認識がなくて、厳しい工期の設定というものはあるかもしれませんが、基本的に、労働時間等設定改善法の改正によって、禁止されています。

先ほど、適用除外のお話もしましたが、この現場だから導入できないという考え方ではなくて、その中でもできる職種、できない職種というものはあるかと思しますので、柔軟に考えていただいて、導入できる部分だけでも導入していただき、それによってどういった問題があるか検証しながら、一歩ずつ進めていただくということが、遠いようで近道のような気がします。

## ■2020 年度の臨検監督の総括と今後の方針について

(日本建設業連合会北陸支部)

政府が平成 29 年 3 月に策定した「働き方改革実行計画」では、現在は適用除外とされている建設業の時間外労働の上限規制が 2024 年 4 月から適用されることから、多くの建設会社

が時間外労働の限度となる月 45 時間かつ年 360 時間を超えている現状を踏まえて、労使協定を結び、上限を超えないように取り組んでいるところです。しかし、建設業では、天候等により時間外労働が左右される可能性の高い業種であること、また、発注者と合意した工期の遵守が重要なことから、工程確保のため、やむをえない状況下での土曜日作業も多く見られる状況です。総労働時間の削減のためには、週休 2 日の確保やその定着が最も実効が期待できる方策であることから、日建連では、「週休二日実現行動計画」を策定し、まずは 2019 年度末までに 4 週 6 閉所を目指し、2021 年度末までには 4 週 8 閉所を目標に掲げて、会員各企業が取り組んでいるところですが、日建連会員企業を対象とした 2020 年度下期の 4 週 6 閉所以上達成率では、土木が 77.5 パーセント、建築が 62.5 パーセントと、昨年度に比べまして 5 から 10 ポイント向上しているものの、まだ目標以下にとどまっております。地方の中小企業や下請業者ではさらに低い達成状況にあるものと思慮されているところです。

こうした現場の実態や就業構造の変化等にご理解いただけているものと思いますが、毎年定期的な臨検監督では、文面で改善報告を求められているケースが多々あるようですので、昨年度に実施しました臨検監督の状況と違反傾向などと併せまして、今後の臨検監督等の機会に際して、2024 年度からの建設業の時間外労働の上限規制の適用に向けて円滑な移行が図られるための具体的な実施項目など、ご指導等いただける事項がありましたらお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

(新潟労働局)

昨年度に実施した臨検監督の実施状況と違反傾向についてですが、新潟県の長時間労働が疑われる事業場に対する令和 2 年度の監督指導結果については、プレスリリースで発表しております。全体としては、実施事業場が 473 事業場で、主な違反内容としては、違法な時間外労働があったものが 174 事業場認められています。時間外労働についてはいろいろと法規制が重なっており、時間外労働協定、3 6 協定を締結して監督者に届け出るところから始まり、協定の中で一定期間を超える時間外労働の時間数の上限を定める、有効期間を定める、回数を定めるというようなものが定まっているところです。

これらの法規制による手続きを執らずに時間外労働しているものについては、すべて違法な時間外労働があったこととなります。また、長時間労働があったものの中で賃金不払い残業があったものについては 31 事業所、過重労働による健康障害防止対策未実施のものが 63 事業所、過重労働による健康障害防止対策が不十分なため改善を指導したものが 191 事業所、労働時間の把握が不適切なため指導したものが 69 事業場という結果です。

一方で、建設業に限ってお話をさせていただきますと、実施した事業場が 46 事業場です。労働関係法令違反があったものが 26 事業場あり、主な違反事項別の件数は、労働時間に関する

る労働関係法令違反があったものが12件、賃金不払い残業が1件、健康障害防止対策に関するものが8件という内訳になっています。長時間労働が疑われる事業所に対する監督指導につきましては、ここ数年ずっと行っているもので、毎年公表という形で結果を取りまとめて発表しているところです。

建設業の違反において特筆だった傾向ということではなく、個々の事業場における労務管理によって違反がある、ないということが分かれてくるものと考えております。

時間外労働の上限規制の期日、猶予期間につきましては2024年からということで、事業場の方々に厚生労働省で策定しております労働時間適正把握ガイドラインに基づいて適切な把握をお願いしているところです。今日お配りしている資料の中にもありますが、まずは適切に労働時間を把握していただくことを基本として、お願いしているところです。

また、36協定、時間外労働の協定の締結に当たりましては、上限規制の適用猶予期間におきましても限度時間を緩和していただくなど、厚生労働省で作成しております36協定で定める時間外労働、休日労働について留意すべき事項に関する指針にご留意いただく点をまとめます。この指針に基づいた36協定の締結というものを考えいただくのが基本的な考えです。

お配りしている資料の、時間外労働の上限規制、分かりやすい解説というパンフレットがありますが、時間外労働、休日労働は必要最小限にとどめていただき、36協定を締結して監督署に届け出れば時間外労働ができますが、できるだけ最小限にとどめていただくという基本的な考え方に立ったうえで、労使の間で協定を定めていただくというのが私どものスタンスです。これらの指針に沿った対応を事業場あるいは労働者、労働組合の方々には、締結に当たっての留意事項ということでお願いしているところです。

時間外労働の上限規制の対応に当たりましては、1か月単位の変形性、あるいは1年単位の変形性などの活用も有効です。それぞれの会社の働き方に合った導入をそれぞれご検討いただき、新潟労働局、厚生労働省でも監督署に設置した労働時間相談支援班による法令や労働時間制度に関する説明や助言を行っておりますので、ご活用ください。また、働き方改革支援センター、専門家による生産性向上に向けた相談支援、時間外労働、労働時間削減のための助成金について、中小企業の方々に対する支援を積極的に行っているところです。

働き方改革につきましては、長時間労働の削減により、魅力ある職場づくりを行うことで、建設業の人手不足の解消にも寄与するものと考えております。適用の猶予期間中に事業者ごとに支援策を活用いただきながら、労働時間の削減、条件規制の対応を、自主的に取組みを推進していただくように、監督署でも支援、指導していますので、活用いただきながら、取組みを進めたいと考えています。猶予期間中で取組みを少しでも進めていただければ

ばというのが基本的な考えです。

(日本建設業連合会北陸支部)

建設業は災害復旧事業等にも携わっていますが、1年以上をかけて取り組むような工事があります。例えば、河川工事ですと出水期が終わったあとに工事を始めて、次の出水期を迎えるまでに工事を行うこととなります。これも地域住民の人命、財産にも係わるような事業ですが、労働基準法第33条の適用についての見解をお聞かせください。

(新潟労働局)

労働基準法第33条に基づくものについては、災害にともなうものや緊急、やむをえないものという事柄が示されております。その中に人命にかかわるものや激甚災害の場合の適用を認めている形です。長期スパンで見た場合に緊急性等を考えますと、河川改修で3年くらいかかるような工事の時間外労働をすべからず第33条の届け出で済ませるとするのは少し難しいと思っています。例えば、災害が発生したときに、一定の回復のところまでは第33条で認めるような形は取れると思いますが、危険性、緊急性が過ぎた時点以降は通常の時間外労働の流れに戻していかないといけないと思っています。また、個別具体的には、第33条の適用があるかないかということについては、災害の発生、災害の大きさ、規模、中身というものを考慮し、各事業者の方々におかれましては、そのような事態が起き、やむをえずに労働者に時間外労働に従事させなければいけない事態が生じましたら、各労働基準監督署にご相談、届け出の調整をしていただきたいと思いますと考えております。

#### ■建設業界における労働災害防止に向けた取組みについて

(日本建設業連合会北陸支部)

日建連では、建設業における「働き方改革」及び「担い手確保」として、①施行の効率化、②品質・安全性の向上、③重層下請構造の改善、④適正な賃金水準の確保、⑤週休二日制の推進等に取り組んでおります。

また、担い手不足の対策として、従来の技能実習生に加え、外国人建設就労者の現場入場も増えてきている状況から、会員企業の現場において、特定技能外国人が安全にかつ処遇面を含めて安心して働ける現場環境を目指して、「特定技能外国人安全安心受入宣言」(平成31年4月)に基づき、取り組んでおります。

このように、建設業においては技術者、技能者並びに熟練工等の不足、高齢化が進行しており、さらに外国人労働者の就労など、現場の安全管理等にも影響を及ぼしかねない要因が生じてきております。建設業では、死亡災害の中で「墜落・転落」(全産業の36.8パーセント)によるものは依然として多い状況です。また、休業4日以上死傷災害についても、「転

倒]、「墜落・転落」(全産業の31.8パーセント)が多い状況です。就業者の高齢化や未熟練者リスクなども考えられますことから、日ごろからリスクアセスメントの実施や新規入場者への安全教育をさらに徹底する必要があります。

このような建設業界の状況を踏まえて、新潟労働局様が取り組まれている対策等がありましたら、お聞かせください。加えて、昨年も資料をいただいているところですが、墜落制止用器具として、原則フルハーネス型としている墜落時の落下距離に応じた適切な器具の使用の徹底や建設現場への普及の状況、支援対策などの情報がありましたら、お聞かせください。よろしく願いいたします。

(新潟労働局)

建設現場で高齢化が進んでいるということは実感しているところであり、エイジフレンドリーガイドラインの浸透に努めているところです。また、外国人労働者についても、玉掛けの技能講習などに、クレーン協会や労働基準協会連合会が取り組んでいます。

墜落制止用器具ですが、パンフレットを配布していますが、墜落制止用器具については、高さ2メートル以上で作業をさせる場合には作業床を設けることが大前提です。建設現場では足場、作業床がありますので、屋根工事、サッシ工事、外壁工事などの作業員は足場を点検しながら安全に使用していくことが大切になります。とび工については、足場自体を設置する際に墜落のおそれがある場合、墜落制止用器具の使用を徹底することが重要です。とび工などの作業床を設けることが困難なところは、特別教育が必要ということになります。また、墜落制止用器具についてはフルハーネスが原則ですが、胴ベルト型もあり、ランヤードを適正に選定する必要があります。

建設現場では、フックをかける位置については腰より上ということ徹底されていると思いますが、墜落防止対策としては、腰より上の位置にフックをかけて、タイプ1ランヤードを使用するということが最善であろうといわれています。安全パトロールにおいてもこの点については現場での徹底を図っていただいているところです。

支援対策としては、フルハーネス型に買い替えると2分の1、上限が1万円の補助金が出ますが、これは新潟県でも交付されています。

去年の大雪で災害が増加したということを教訓としまして、この冬、年末年始を含め、現場でのリスクアセスメントが徹底されるよう祈願しております。

(日本建設業連合会北陸支部)

フルハーネス型の安全帯、墜落制止用器具が年明けの1月2日から旧規格が使用禁止になることから、今、業界全体でかけ込みで新規格のフルハーネス型墜落制止用器具を購入している状況下で、非常に品薄になっており、本来ほしいタイプのランヤードや装備の物が手に

入りにくいということがまだ続いているようです。しかし、年明けには新規格が必要になります。早めの購入を推奨しているところですが、品物がないという中で苦慮しています。フルハーネス型がどうしても手に入らないということで、やむをえず胴ベルト型という選択をする協力会社もいます。今の基準では、高さ 6.75 メートル以上は、フルハーネス型ということになっていますが、組み上がった足場や完全に手すりのでき上がった開口部の周囲は胴ベルト型の墜落制止用器具を使用してもよいという認識でよろしいのでしょうか。

(新潟労働局)

お配りしているパンフレットに令和 4 年 1 月 2 日以降、旧安全帯が使用できなくなることを示しているところです。私どもの技術系職員もどこを見たら旧式の安全帯なのか、墜落制止用器具なのかという点も含めて研修しました。胴ベルト型であっても墜落制止用器具というものがあり、墜落時の荷重に耐える強度計算ができ上がっています。胴ベルト型の墜落制止用器具を使う際に、使っている年代を確認して、墜落制止用器具であることが分かればそれでよいということになります。

ただ、問題は、旧安全帯を引き続き使っていると来年の 1 月 2 日以降、安全帯としての墜落制止用器具の構造規格に対して安全衛生規則の第 27 条での違反となり、現場では墜落制止用器具を補充して、それを使ってくださいということになります。それまでの是正期日として、何か月かかるかも協議したうえで、購入していただくこととなりますが、まず、旧安全帯なのか、新しい墜落制止用器具の構造規格を満たしているかという点の確認をお願いします。胴ベルトが一律にだめだということではないです。

以 上



<日本建設業連合会北陸支部>

安全環境対策委員長 荒明 正紀

同 副委員長 塩澤 茂喜 山川 義則

同 委 員 池内 聡 近江 純一 立川 晃祥 本間 基一 浜谷 清二

佐々木悠也 田中 誠次 山田 浩一 佐藤 要一 羽賀 岳明

松永 昭治

事務局長 三澤 正人